

開催日時：2020年5月21日（木曜日）
午前10時（開場：午前9時30分）

開催場所：佐賀県鳥栖市田代大官町408番地
当社本店

決議事項：第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役12名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

■ 新型コロナウイルスに関するお知らせ ■

新型コロナウイルスの感染の可能性が懸念されております。ご出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

■ お知らせ ■

ご出席株主様へのお土産の配布は本年は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

目次

第118回定時株主総会招集ご通知	2
（添付書類）	
●事業報告	5
●計算書類	19
●監査報告書	38
●株主総会参考書類	44

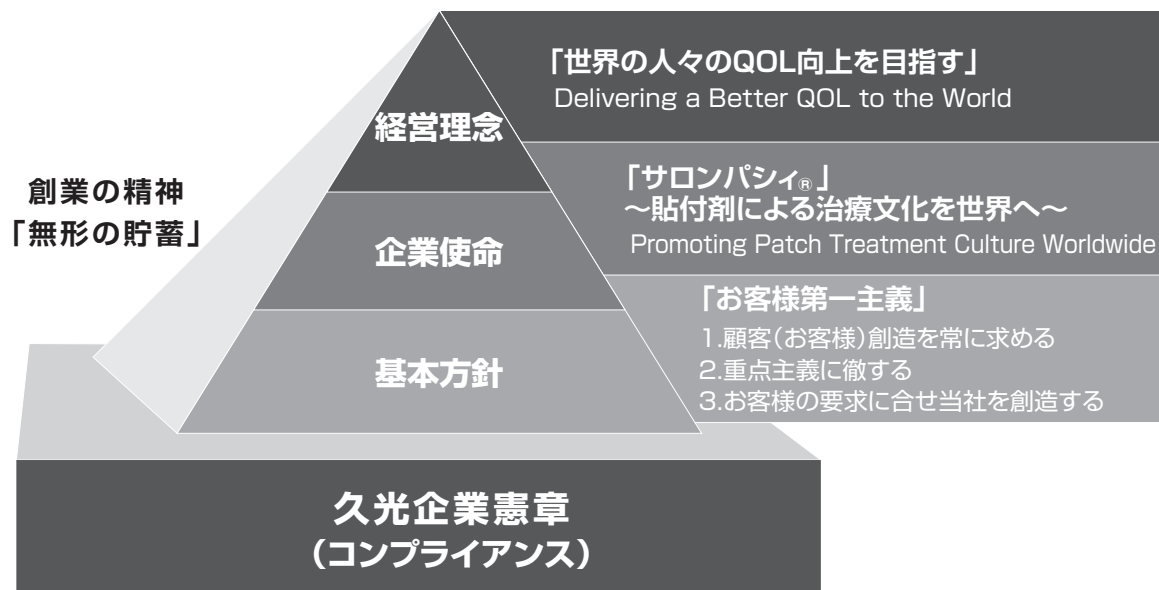
経営理念と企業使命

1907年の「朝日万金膏[®]」発売以来、「サロンパス[®]」に代表される経皮鎮痛消炎剤は、「貼る」ことで痛みやコリを治療する医薬品として、多くのお客さまにご愛用いただいています。

私たちは、「サロンパシィ[®]」(Salonpathy[®])という言葉に、もっと多くのお客さまに「貼って手当てすることの良さをお伝えしたい」「貼って手当てすることに驚きと、安らぎと、感動があることをお伝えしたい」との願いを託し、世界に誇るTDDS（経皮薬物送達システム）に基づく貼付剤の創薬・育薬と製剤技術の向上に努めてまいりました。

これからも「世界の人々のQOL（クオリティ・オブ・ライフ：生活の質）向上を目指す」を私たちの経営理念とし、「貼付剤による治療文化を世界へ」を広げることが企業使命と定め、事業を積極的に展開してまいります。

久光 経営指針



証券コード 4530
2020年4月28日

株 主 各 位

佐賀県鳥栖市田代大官町408番地
久光製薬株式会社
代表取締役社長 中 富 一 榮

第118回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第118回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、次頁の記載に従って議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年5月21日（木曜日）午前10時
2. 場 所 佐賀県鳥栖市田代大官町408番地 当社本店
（後掲の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第118期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）事業報告及び連結計算書類並びに計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第118期連結計算書類監査結果報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役12名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件（会議の目的事項の内容等は、次頁以下に記載のとおりです。）

以 上

議決権行使についてのご案内

株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い
申し上げます。

開催日時 2020年5月21日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

書面によるご行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するよ
うご返送ください。

行使期限 2020年5月20日（水曜日）午後5時到着分まで

インターネットによるご行使




当社議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、
行使期限までに賛否をご登録ください。

詳細は、次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照くだ
さい。

行使期限 2020年5月20日（水曜日）午後5時送信分まで

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
 0120-173-027（受付時間：午前9時～午後9時）

- 書面と電磁的方法（インターネット）を重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものとしたします。
- 電磁的方法（インターネット）で複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の内容について修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

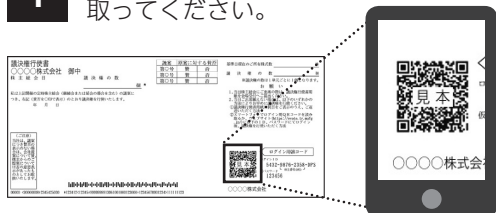
 当社ウェブサイト：<https://www.hisamitsu.co.jp/>

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

議決権行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

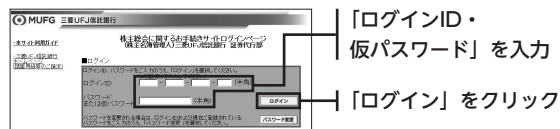
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

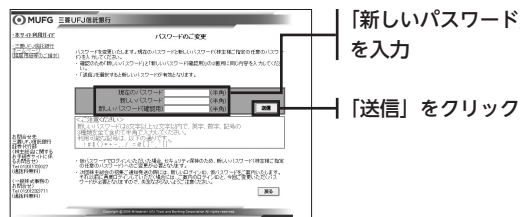
<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

事業報告

(2019年3月1日から2020年2月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業収益と雇用環境の改善などを背景に緩やかな回復傾向となりました。一方、米中貿易摩擦などによる不安定な政治情勢や新型コロナウイルスの影響により、先行き不透明な状況にあります。

国内の医療用医薬品事業につきましては、伸び続ける社会保障費を抑制すべく、医療費抑制策が推進されており、より一層厳しい環境下で推移しました。

このような状況の中で、当社は、重点商品の経皮吸収型貼付剤を中心に事業活動を行い、医療関係者のニーズに的確に対応した学術情報活動を展開しました。

国内の一般用医薬品事業につきましては、厳しい販売競争が続く中、新商品を発売し、販売促進に努めました。

研究開発活動につきましては、全身性及び局所性の経皮吸収型貼付剤の開発に資源を集中し、国内及び海外向けの医薬品開発に邁進しました。

また、海外子会社であるノーベン ファーマシューティカルズ社（以下「ノーベン社」といいます。）との研究開発活動において、人事交流を含めた連携を強化し、迅速化に努めました。

生産環境面につきましては、九州本社、宇都宮工場において、環境マネジメントシステムに関する国際規格である「ISO14001」に加え、2019年12月より労働安全衛生マネジメントシステムに関する国際規格である「ISO45001」の認証事業所となり、地球環境の保全及び従業員の健康と安全に配慮した働きやすい職場環境づくりに取り組んでおります。

宇都宮工場では、複数の事業所の電力と熱源を集約してエネルギーの効率的な使用を目指す清原工業団地スマエネ事業に参加しました。この事業は、需要状況の異なる異業種複数事業所の電力と熱（蒸気と温水）の情報を集約し、清原スマートエネルギーセンターから効率的に供給することで、経済性向上はもちろんのこと、単独事業所では実現が難しい約20%の省エネと約20%のCO2排出量の削減が見込まれます。

今後は、「ISO14001」と「ISO45001」の運用を統合し、EHS（環境・安全衛生）マネジメントシステムとして、継続的改善及び効率的な運用を推進してまいります。

社会貢献活動につきましては、企業と従業員が一体となって活動しており、歳末の海外たすけあい募金活動への参加や、マッチングギフト制度「久光製薬株式会社ほっとハート倶楽部」を通じて56団体への活動支援などを行いました。

また、2019年に発生した令和元年8月豪雨災害、令和元年台風19号災害の被害に対して、日本赤十字社を通じて支援を行いました。加えて、2020年1月に災害発生時に当社が提供可能な物資を日本赤十字社に無償提供し、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とした「災害時における支援協力に関する協定」を日本赤十字社と締結しました。

V.LEAGUE DIVISION 1 女子バレーボールチーム「久光製薬スプリングス」は、2018-19V.LEAGUE DIVISION 1 の優勝を果たし、新生Vリーグの初代女王（Vリーグ通算2年連続7度目の優勝）に輝きました。また、佐賀県や兵庫県を中心に「バレーボール教室」を開催し地域にも貢献しています。

当社は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 オフィシャルパートナー（外用鎮痛消炎剤）として東京2020公認プログラム「久光製薬アートプロジェクト」を全国に展開しております。子どもたちに「私が参加する東京2020オリンピック・パラリンピック」をテーマに作品を描いてもらい、2020年3月までに3,500人以上の子どもたちが参加し集まった作品は2,300枚を超えております。

「東京2020大会」の成功に貢献することに加え、「東京2020大会」にかかわる選手、大会関係者、ボランティア、観客の皆様といった全ての人々に「貼って手当てすることの良さ」をお伝えすることで、元気で、すこやかな未来を作り出す社会の実現に取り組んでまいります。

当社は「医薬品事業」のみを報告セグメントとしており、業績は次のとおりです。
[医薬品事業]

当連結会計年度の医薬品事業、とりわけ国内の医療用医薬品事業につきましては、医療費抑制策が打ち出される中、先行きが不透明な環境下で推移しました。

このような状況の中、当社は、経皮吸収型貼付剤を中心として、医療関係者への適正かつ、きめ細やかな学術情報活動、すなわち有効性・安全性に関する情報の提供・収集活動を展開するとともに、ケトプロフェン含有の経皮鎮痛消炎剤「モーラス[®]テープ」及び「モーラス[®]パップXR」、「モーラス[®]パップ」、経皮吸収型エストラジオール製剤「エストラーナ[®]テープ」、鎮痛効果の高いフェンタニルクエン酸塩含有の経皮吸収型持続性疼痛治療剤「フェントス[®]テープ」、オキシブチニン塩酸塩含有の経皮吸収型過活動膀胱治療剤「ネオキシ[®]テープ」、エメダスチンフマル酸塩含有の経皮吸収型アレルギー性鼻炎治療剤「アレサガ[®]テープ」などの適正使用促進活動に努めました。

2019年9月には、経皮吸収型卵胞・黄体ホルモン製剤「メノエイド[®]コンビパッチ」の製造販売承認を承継し、同年12月には、ロピニロール塩酸塩含有の経皮吸収型ドパミン作動性パーキンソン病治療剤「ハルロピ[®]テープ」が販売開始となりました。

次に、国内の一般用医薬品事業につきましては、経皮鎮痛消炎剤などの販売に加えて、新商品を投入し、新規顧客創造活動に努めました。

2019年3月には、雑貨品の「エア[®]サロンパス[®]アイシングスプレー490mL」、フェ

ルビナク配合の経皮鎮痛消炎シップ剤「フェイタス®シップ16枚入、同温感16枚入」、同年4月には、お子さま向け目薬の「こどもロビンアイ®プラス」、同年6月には、スプレー式鎮痛消炎剤の「エアー®サロンパス®ジェットα25mL」、同年7月には、経皮鎮痛消炎シップ剤の「のびのび®サロンシップ®F10枚入」、同年8月には、ジクロフェナクナトリウム配合の経皮鎮痛消炎剤の「フェイタス®Zαジクサス®ゲル」の販売を開始しました。

海外の一般用医薬品事業につきましては、積極的な販売促進活動を展開し、米国のOTC医薬品（一般用医薬品）市場の鎮痛消炎貼付剤市場においてサロンパス®ブランドが販売額シェア1位（2019年1月から12月 累計販売金額）を獲得しています（Information Resources,Inc.）。

また、ユーロモニター社より、「Salonpas®」がOTC医薬品（一般用医薬品）市場の鎮痛消炎貼付剤カテゴリーにおいて、3年連続で販売シェア世界No1ブランドの認定を受け、また、同カテゴリーにおいて「久光製薬」が2年連続で販売シェア世界No1企業の認定を受け、2019年5月17日に認定証を授与されました。

海外の医療用医薬品につきましては、2019年12月に経皮吸収型過活動膀胱治療剤「OABLOK®PATCH」の販売を台湾で開始しました。

このような営業活動の結果、当社グループの当期の売上高は1,409億9千2百万円（前年同期比1.7%減、24億1千6百万円減）となり、当期の営業利益は227億2千7百万円（前年同期比2.0%増、4億4千8百万円増）、経常利益は256億2千8百万円（前年同期比4.0%増、9億8千1百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は186億9千4百万円（前年同期比2.7%減、5億1千万円減）となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は37億1千6百万円であり、その主なものは鳥栖工場、宇都宮工場、久光インドネシアの製造設備等です。

なお、資金調達の該当事項はありません。

(3) 対処すべき課題

国内の医療用医薬品事業につきましては、高齢化が急速に進展する中、後発品使用促進策の強化や長期収載品の薬価追加引き下げなど、今後も医療費抑制策は継続されることが予想されます。このような厳しい経営環境のもと、当社は、医療関係者への学術情報活動を一段と強化するとともに、医療関係者や患者さんのニーズに合致した新しい局所性及び全身性の貼付剤開発を目指します。また、営業、生産及び研究開発の機能を強化するとともに、収益の一層の向上を目指し、更なる成長に努めます。

国内の一般用医薬品事業につきましては、市場の低迷が長期化し企業間競争が激化する中で、当社は、外用鎮痛消炎剤の売上伸長を図るとともに、お客様のニーズにお応えできるよう既存商品の改良及び新商品の開発を行います。

海外の事業展開につきましては、知的財産、製造技術及び品質管理技術を含めた当社ブランドの確立を図るとともに、海外生産工場の一層の充実と海外における臨床試験の強化を図ります。

特に、米国の医療用医薬品事業においては、ノーベン社を拠点とし、双方の得意な技術を融合させることで、研究開発の機能を高めるとともに製造を強化してまいります。

当社は、引き続き製薬企業としての使命と責任を自覚し、営業基盤の強化及び生産体制の拡充を図るとともに、研究開発につきましては、得意とする経皮吸収型貼付剤分野により多くの資源を集中し、新商品開発の迅速化を図ります。

当社グループは、医薬品などの創製・育薬・製造・販売を通じて「世界の人々のQOL（クオリティ・オブ・ライフ：生活の質）向上を目指す」を経営理念とし、「貼付剤による治療文化を世界へ」広げることが企業使命と定め、事業を積極的に展開してまいります。この経営理念及び企業使命のもと、国内外において、お客様のニーズに的確に応える商品を提供するとともに、活発な「顧客創造」活動を展開し、ESG（環境・社会・ガバナンス）及びSDGs（持続可能な開発目標）を重視しながらCSR（企業の社会的責任）を一層積極的に推進していくことで、企業価値の向上と、持続可能な社会の発展に向けて取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援をいただきますよう、切にお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(百万円)

	第115期 2017年2月期	第116期 2018年2月期	第117期 2019年2月期	第118期 2020年2月期 (当連結会計年度)
売上高	145,962	148,466	143,408	140,992
経常利益	28,179	28,245	24,647	25,628
親会社株主に帰属する当期純利益	20,395	19,119	19,204	18,694
1株当たり当期純利益(円)	241.27	228.52	230.08	227.58
総資産	276,635	296,536	295,786	307,401
純資産	229,673	245,696	248,629	250,746

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数に基づいて算出しています。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社に該当するものではありませんが、連結子会社18社があります。

なお、親会社に該当するものではありません。

子会社

国内

株式会社CRCCメディア（福岡県）
佐賀シティビジョン株式会社（佐賀県）
株式会社タイヨー（佐賀県）
久光エージェンシー株式会社（福岡県）

海外

ヒサミツ ユーエス インコーポレイテッド（米国）
ヒサミツ アメリカ インコーポレイテッド（米国）
ノーベン ファーマシューティカルス（米国）
ヒサミツ ファルマセウティカ ド ブラジル リミターダ（ブラジル）
ヒサミツ ユーケー リミテッド（英国）
ヒサミツ イタリア S.r.l.（イタリア）
ヒサミツ ベトナム ファーマシューティカル カンパニーリミテッド（ベトナム）
久光製薬技術諮詢（北京）有限公司（中国）
久光製薬（中国）有限公司（中国）
久光製薬（香港）有限公司（中国）
P.T.ヒサミツ ファルマ インドネシア（インドネシア）
他3社

(6) 主要な事業内容 (2020年2月29日現在)

医薬品、医薬部外品、医療用具等の製造・販売及び輸出入、有線テレビ放送事業

(7) 主要な営業所及び工場 (2020年2月29日現在)

本 社 九州本社 (佐賀県)、東京本社
 支 店 札幌支店 (北海道)、仙台支店 (宮城県)、東京第一支店、東京第二支店、
 名古屋支店 (愛知県)、大阪支店、広島支店、福岡支店、
 台北支店 (台湾)、シンガポール支店、マニラ支店 (フィリピン)
 営業所 さいたま営業所、千葉営業所、横浜営業所 (神奈川県)、
 金沢営業所 (石川県)、京都営業所、高松営業所 (香川県)
 工 場 宇都宮工場 (栃木県)、鳥栖工場 (佐賀県)
 研究所 筑波研究所 (茨城県)、鳥栖研究所 (佐賀県)

(8) 使用人の状況 (2020年2月29日現在)

使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
2,745 (728)	△47

(注) 使用人数は、就業人員であり、使用人数 (外書) は当連結会計年度の臨時使用人の平均人員を記載しています。

(9) 主要な借入先の状況 (2020年2月29日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	424 百万円
株 式 会 社 福 岡 銀 行	323
株 式 会 社 筑 邦 銀 行	320
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	320
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	190

2. 会社の株式に関する事項（2020年2月29日現在）

(1) 発行可能株式総数	380,000,000株
(2) 発行済株式の総数	85,164,895株
	(自己株式 3,472,956株を含む)
(3) 株主数	5,701名
	(前期末比394名増)
(4) 大株主（上位10名）	

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,725 ^{千株}	8.23 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,852	5.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （りそな銀行再信託分・株式会社西日本シティ銀行退職給付信託口）	4,370	5.35
野村信託銀行株式会社（退職給付信託三菱UFJ銀行口）	4,347	5.32
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,910	4.79
株 式 会 社 福 岡 銀 行	3,621	4.43
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	2,356	2.88
久 光 製 薬 取 引 先 持 株 会	2,309	2.83
株 式 会 社 S M B C 信 託 銀 行 （株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 退 職 給 付 信 託 口）	2,064	2.53
株 式 会 社 テ ィ ・ ケ ー ・ ワ イ	1,834	2.25

(注) 持株比率は自己株式（3,472,956株）を控除して計算しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当期末日に当社役員が保有する新株予約権の概要

名称	発行決議の日	新株予約権の数	保有者数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権の発行価額(1株あたり)	行使価額(1株あたり)	権利行使期間
久光製薬株式会社 第1回新株予約権	2015年 7月10日	358 個	当社取締役 (社外取締役を除く) 10名	当社 普通株式 35,800株	3,796円	1円	2015年 7月28日 から 2065年 7月27日
久光製薬株式会社 第2回新株予約権	2016年 7月8日	179 個	当社取締役 (社外取締役を除く) 10名	当社 普通株式 17,900株	5,033円	1円	2016年 7月26日 から 2066年 7月25日
久光製薬株式会社 第3回新株予約権	2017年 7月7日	219 個	当社取締役 (社外取締役を除く) 10名	当社 普通株式 21,900株	4,464円	1円	2017年 7月26日 から 2067年 7月25日
久光製薬株式会社 第4回新株予約権	2018年 7月6日	125 個	当社取締役 (社外取締役を除く) 10名	当社 普通株式 12,500株	7,329円	1円	2018年 7月25日 から 2068年 7月24日
久光製薬株式会社 第5回新株予約権	2019年 7月10日	289 個	当社取締役 (社外取締役を除く) 10名	当社 普通株式 28,900株	3,524円	1円	2019年 7月27日 から 2069年 7月26日

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株です。

2. 新株予約権の行使条件

- ①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。
- ②新株予約権者が死亡した場合には、当該新株予約権者の保有する新株予約権全部が、相続人のうち、配偶者、子、父母又は兄弟姉妹のうちの1人に相続される場合に限り（以下、当該相続人を「承継者」という）、承継者は新株予約権を行使することができる。ただし、行使の条件及び手続等については、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ③新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- ④新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権（その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権）のすべてを一括して行使しなければならない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年2月29日現在）

地位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役会長		中 富 博 隆
代表取締役社長		中 富 一 榮
専務取締役 執行役員	人事・BU・スプリングスバレーボール部・信頼性保証・内部統制管掌	杉 山 耕 介
常務取締役 執行役員	業務本部管掌	秋 山 哲 雄
取 締 役 (非 常 勤)	ノーベン ファーマシューティカルズ取締役会長 兼 CEO	肥 後 成 人
取 締 役 執行役員	生産環境本部長 兼 ノーベン ファーマシューティカルズ取締役副会長 兼 祐徳薬品工業(株)取締役(非常勤) 兼 丸東産業(株)監査役 (非常勤)	鶴 田 敏 明
取 締 役 執行役員	BU本部長 兼 財務部長 兼 IR室長 兼 CSR担当 兼 ヒサミツ ユーエス インコーポレイテッド取締役社長 兼 祐徳薬品工業(株)取締役 (非常勤)	高 尾 信 一 郎
取 締 役 執行役員	国際事業部長 兼 ヒサミツ アメリカ インコーポレイテッド取締役会長 兼 久光製薬技術諮詢 (北京) 有限公司董事長 兼 久光製薬 (中国) 有限 公司董事長 兼 久光製薬 (香港) 有限公司董事長 兼 ヒサミツ イタリア S.r.l.取締役会長 兼 P.T.ヒサミツ ファルマ インドネシア取締役	齋 藤 久
取 締 役 執行役員	法務部長 兼 コンプライアンス担当	堤 信 夫
取 締 役 執行役員	会長室長 兼 久光-サノフィ(株)社外監査役 (非常勤)	村 山 進 一
取 締 役		市 川 伊 三 夫
取 締 役	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会会長	古 川 貞 二 郎
監 査 役	常勤	中 富 舒 行
監 査 役	常勤	平 野 宗 彦
監 査 役	YKK株式会社 社外取締役 兼 慶應義塾大学名誉教授 兼 中部大学名誉教授	小 野 桂 之 介
監 査 役		徳 永 哲 男

- (注) 1. 取締役 市川 伊三夫、古川 貞二郎の両氏は、社外取締役です。なお、両氏は東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員です。
2. 監査役 小野 桂之介、徳永 哲男の両氏は、社外監査役です。なお、両氏は東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員です。
3. 重要な兼職の状況について
- (1) 取締役 肥後 成人氏が、会長を兼務しておりますノーベン ファーマシューティカルズは当社連結子会社です。
- (2) 取締役 鶴田 敏明氏が、副会長を兼務しておりますノーベン ファーマシューティカルズは当社連結子会社です。
- (3) 取締役 高尾 信一郎氏が、取締役社長を兼務しておりますヒサミツ ユーエス インコーポレイテッドは当社連結子会社です。
- (4) 取締役 齋藤 久氏が、会長を兼務しておりますヒサミツ アメリカ インコーポレイテッド、董事長を兼務しております久光製薬技術諮詢 (北京) 有限公司、董事長を兼務しております久光製薬 (中国) 有限公司、董事長を兼務しております久光製薬 (香港) 有限公司、会長を兼務しておりますヒサミツ イタリア S.r.l.、取締役を兼務しておりますP.T.ヒサミツ ファルマ インドネシアは当社連結子会社です。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取 締 役	12	414
監 査 役	4	56
合 計	16	470

- (注) 1. 当事業年度末日時点における在籍人員は、取締役12名、監査役4名であります。
 2. 上記のうち、社外取締役に対する報酬額の総額は、2名19百万円です。また、社外監査役に対する報酬額の総額は、2名15百万円です。
 3. 上記の金額には、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとして割り当てた新株予約権に関する報酬99百万円を含んでいます。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の社外役員等の兼任状況及び当社と当該他の法人等の関係

取締役 古川 貞二郎氏は社会福祉法人恩賜財団母子愛育会の会長を、監査役 小野 桂之介氏はYKK株式会社の社外取締役及び慶應義塾大学・中部大学の名誉教授を兼務しています。なお当社と各法人との間には特別な関係はありません。

②社外役員の子な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	市 川 伊三夫	当期開催の取締役会8回のうち8回に出席し、議案審議等に際し、経営者としての経験に基づく見識から、適宜発言を行っています。
取 締 役	古 川 貞二郎	当期開催の取締役会8回のうち8回に出席し、議案審議等に際し、厚生省の要職を歴任した経験に基づく見識から、適宜発言を行っています。
監 査 役	小 野 桂之介	当期開催の取締役会8回のうち8回に出席し、また、当期開催の監査役会10回のうち10回に出席し、議案審議等に際し、経営学の専門家の立場から、適宜発言を行っています。
監 査 役	徳 永 哲 男	当期開催の取締役会8回のうち8回に出席し、また、当期開催の監査役会10回のうち10回に出席し、議案審議等に際し、経営者としての経験に基づく見識から、適宜発言を行っています。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	50百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会が、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果であります。監査役会は、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等につき、同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。
3. 当社及び一部を除く当社の海外連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGグループに対して、監査証明業務及び非監査業務（税務アドバイザー業務等）に基づく報酬を支払っています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するための体制を以下のとおり採っています。

①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、営業秘密管理規定その他文書に関する社内規定に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録その他保存が必要とされる文書について、それぞれ保存を必要とする間、関連資料とともに閲覧可能な状態を維持する体制を構築する。

②損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社の事業推進に伴う損失の危険の管理については、危機管理マニュアルに基づき、危機の発生を未然に防ぎ又は発生した際の対応などの危機管理体制を構築するとともに、担当又は管掌の取締役及び執行役員が担当又は管掌する部署ごとの危機管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告する。

また、これに加えて、内部監査室が部署ごとの危機管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告する。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

成果目標制度に基づき、取締役及び従業員が共有する全体的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成のため取締役及び従業員の権限を明確化する裁決規定等に基づき各取締役・執行役員・従業員が業務を執行する。

また、社内イントラネット、ERPシステム等、ITを活用したシステムによりデータ化することで、社内規定や業務連絡を即時に連絡できる体制又は定期的にその結果をレビューしダブルチェックを促進する体制を採り、効率化を阻害する要因を排除又は低減するよう改善に努めることにより目標達成の確度を高め、当社及び当社グループ全体の業務の効率化を実現するように努める。

④取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員及び従業員が法令及び定款を遵守し、高い倫理・道徳観に基づきその職務を遂行するため「久光企業憲章」を制定し、これを遵守する。また、その徹底を図るため、「久光企業憲章」の小冊子を役員及び従業員に配布し、定期的に啓蒙・教育を行うとともに、コンプライアンス推進担当の取締役を室長とするコンプライアンス推進室を設置し、当社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、また、同推進室及び各事業所・部門に設置するコンプライアンスの部門推進リーダーを中心として役職員教育等を行う。

法令上疑義のある行動について従業員が直接情報提供を行う手段として「久光ほっとライン」を設置する。

内部監査室は、コンプライアンス推進室と連携し、当社のコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告される。

⑤当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ会社に対して、「久光企業憲章」と同様のコンプライアンスに関する規定の作成・遵守を求め、当社グループの取締役・従業員が一体となった遵法意識の醸成に努める。

「海外及び国内グループ法人運営マニュアル」の遵守、子会社社長会議での報告及び当社監査役による子会社監査等を通じて、個々の子会社の経営状況を把握するとともに、当社と子会社監査役間の意見交換等を通じて、情報の共有化に努める。

当社取締役、執行役員、部門長及び当社グループ各社の社長は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

⑥業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を担当部門長及び担当又は管掌の取締役に報告し、内部監査室は必要に応じて、内部統制の改善策の指導及び実施の支援・助言を行う。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、取締役会と監査役との間で協議し、監査役の同意を得たうえで取締役会は補助従業員を選任することとし、選任された補助従業員は監査役の職務を補助する。

内部監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

⑧監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役よりその業務に関して補助することを求められた従業員は、その業務に関して、取締役等の指揮命令を受けない。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及び各部門長は、監査役会に対して、法定の事項に加えて、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の体制における通報状況及びその内容を速やかに報告する。

従業員は、重大な法令違反、定款違反、その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、監査役に直接報告することができる。また、当該制度に基づき監査役への報告をしたことを理由とした不利な取り扱いを受けない事を、当該制度上、保障される。

監査役の職務の執行について生ずる費用については、あらかじめ当社の予算に計上したうえで、当社の負担により適切にこれを処理する。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、各業務担当取締役、執行役員、部門長及び重要な従業員からの個別ヒアリングの機会を定期的に設けるとともに、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士等の外部専門家に相談、依頼することができる。

(注) 1. 事業報告の記載金額には、消費税等は含まれていません。
2. 事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。また、比率は表示単位未満を四捨五入しています。

連結貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	209,251	流動負債	41,055
現金及び預金	107,051	支払手形及び買掛金	10,488
受取手形及び売掛金	49,232	電子記録債権	8,536
有価証券	34,878	短期借入金	1,209
商品及び製品	8,816	リース債権	68
仕掛品	505	未払金	7,865
原材料及び貯蔵品	6,137	未払法人税等	5,745
その他の	2,952	返品調整引当金	127
貸倒引当金	△325	賞与引当金	1,558
固定資産	98,150	その他の	5,456
有形固定資産	38,596	固定負債	15,598
建物及び構築物	14,939	長期借入金	368
機械装置及び運搬具	6,633	リース債権	130
工具、器具及び備品	1,978	再評価に係る繰延税金負債	1,660
土地	12,340	退職給付に係る負債	7,600
リース資産	184	繰延税金負債	1,318
建設仮勘定	2,520	その他の	4,521
無形固定資産	1,469	負債合計	56,654
販売権	48	(純資産の部)	
ソフトウェア	113	株主資本	229,945
その他の	1,308	資本金	8,473
投資その他の資産	58,083	資本剰余金	2,272
投資有価証券	48,379	利益剰余金	230,929
退職給付に係る資産	3,653	自己株式	△11,730
繰延税金資産	1,287	その他の包括利益累計額	18,838
その他の	4,976	その他有価証券評価差額金	12,047
貸倒引当金	△214	土地再評価差額金	3,790
		為替換算調整勘定	2,700
		退職給付に係る調整累計額	299
		新株予約権	491
		非支配株主持分	1,470
		純資産合計	250,746
資産合計	307,401	負債純資産合計	307,401

連結損益計算書

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		140,992
売上原価		53,388
売上総利益		87,603
販売費及び一般管理費		64,875
営業利益		22,727
営業外収益		
受取利息	1,142	
受取配当金	811	
持分法による投資利益	786	
その他	425	3,165
営業外費用		
支払利息	19	
為替差損	149	
その他	95	264
経常利益		25,628
特別利益		
固定資産処分益	74	
受取和解金	1,611	1,685
特別損失		
固定資産処分損	28	
投資有価証券評価損	176	
減損	953	1,159
税金等調整前当期純利益		26,155
法人税、住民税及び事業税	7,999	
法人税等調整額	△755	7,244
当期純利益		18,911
非支配株主に帰属する当期純利益		217
親会社株主に帰属する当期純利益		18,694

連結株主資本等変動計算書

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,473	5,914	248,687	△40,886	222,189
会計方針の変更による累積的影響額			412		412
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,473	5,914	249,100	△40,886	222,602
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△6,830		△6,830
親会社株主に帰属する当期純利益			18,694		18,694
自 己 株 式 の 取 得				△4,520	△4,520
自 己 株 式 の 消 却		△33,675		33,675	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		30,034	△30,034		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	△3,641	△18,170	29,155	7,343
当 期 末 残 高	8,473	2,272	230,929	△11,730	229,945

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 株 予 約 権	非支配 株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	17,009	3,790	3,581	△97	24,284	392	1,295	248,161
会計方針の変更による累積的影響額								412
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,009	3,790	3,581	△97	24,284	392	1,295	248,574
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△6,830
親会社株主に帰属する当期純利益								18,694
自 己 株 式 の 取 得								△4,520
自 己 株 式 の 消 却								—
利益剰余金から資本剰余金への振替								—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△4,961	—	△880	396	△5,445	99	175	△5,170
当 期 変 動 額 合 計	△4,961	—	△880	396	△5,445	99	175	2,172
当 期 末 残 高	12,047	3,790	2,700	299	18,838	491	1,470	250,746

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 18社

主要な連結子会社の名称

株式会社CRCCメディア、佐賀シティビジョン株式会社、株式会社タイヨー、久光エージェンシー株式会社、ヒサミツ ユーエス インコーポレイテッド、ヒサミツ アメリカ インコーポレイテッド、ノーベン ファーマシューティカルス、ヒサミツ ファルマセウティカド ブラジル リミターダ、ヒサミツ ユーケー リミテッド、ヒサミツ イタリア S.r.l.、ヒサミツ ベトナム ファーマシューティカル カンパニーリミテッド、久光製薬技術諮詢（北京）有限公司、久光製薬（中国）有限公司、久光製薬（香港）有限公司、P.T. ヒサミツ ファルマ インドネシア 他3社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 3社

久光ーサノフィ株式会社

祐徳薬品工業株式会社

丸東産業株式会社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社14社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3ヵ月を超えないので、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しています。なお、当該子会社の決算日と連結決算日との間に重要な取引が生じた場合、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ 満期保有目的の債券

償却原価法によっています。

ロ その他有価証券

a) 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。

b) 時価のないもの

移動平均法による原価法によっています。

- ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品
主として総平均法による原価法によっています。(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 - イ 当社及び国内連結子会社
主として定率法によっています。
 - ロ 在外連結子会社
主として定額法によっています。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用
定額法によっています。
また、無形固定資産のうち、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しています。
 - イ 一般債権
貸倒実績率によっています。
 - ロ 貸倒懸念債権及び破産更生債権等
財務内容評価法によっています。
 - ② 返品調整引当金
当社は期末日後の返品による損失に備えるため、法人税法の規定に基づいて限度相当額を計上しています。
 - ③ 賞与引当金
当社及び一部の子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しています。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 - ① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」に含めています。

- ② 退職給付に係る会計処理の方法
当社及び一部の子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生の日連結会計年度より費用処理しています。
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。
- ③ 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

会計方針の変更

（米国財務会計基準審議会会計基準編纂所(ASC)第606号「顧客との契約から生じる収益」及び国際財務報告基準(IFRS)第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用）

米国会計基準を採用している海外関係会社において、ASC第606号「顧客との契約から生じる収益」を、その他の海外関係会社においてIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(2014年5月28日)を、当連結会計年度より適用しています。

これにより、約束した財またはサービスが顧客に移転された時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しています。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微です。

（企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」）

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度から適用しています。

これにより計算書類における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いを、連結計算書類における子会社株式又は関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異の取扱いに合わせ、繰延税金負債の取崩しを行いました。

当該会計基準の適用に伴う会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されています。この結果、遡及適用後の連結貸借対照表の期首残高は、繰延税金負債が468百万円減少し、利益剰余金が468百万円増加しています。

(国際財務報告基準(IFRS)第16号「リース」の適用)

国際財務報告基準を適用している海外関係会社において、IFRS第16号「リース」(2016年1月13日)を、当連結会計年度より適用しています。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上する事となりました。IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に計上しています。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微です。

表示方法の変更

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しています。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	75,539百万円
2. 担保提供資産の状況は以下のとおりです。	
(提供資産)	
建物及び構築物	614百万円 (帳簿価額)
機械装置及び運搬具	0百万円 (//)
工具、器具及び備品	5百万円 (//)
土地	59百万円 (//)
計	679百万円 (//)
上記のうち工場財団抵当に供している資産	
建物及び構築物	592百万円 (帳簿価額)
機械装置及び運搬具	0百万円 (//)
工具、器具及び備品	5百万円 (//)
計	598百万円 (//)
(上記資産に対する債務)	
短期借入金	49百万円
長期借入金	256百万円
計	305百万円
上記資産のうち工場財団抵当に供している債務	
短期借入金	44百万円
長期借入金	230百万円
計	274百万円

3. 国庫補助金等による圧縮記帳額は、5,844百万円であり、連結貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しています。
4. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算出するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的調整を行って算出しています。

再評価を行った年月日

2001年2月28日

同法律第10条に定める、再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は2,845百万円です。

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産に対して減損損失を計上しました。

用途	場所	主な種類	金額(百万円)
遊休資産	米国	機械装置	953

当社グループは、事業用資産については損益管理を合理的に行なえる事業単位でのグルーピングを基礎とし、賃貸資産及び遊休資産については個々の資産ごとにグルーピングしています。なお、減損の兆候の判定については、連結子会社を一つの単位として判定しています。当連結会計年度において、将来使用見込みのないことが明らかになったため、上記の遊休資産について、回収可能価額まで現存しています。なお、他への転用や売却が困難であるため、備忘価額をもって評価しています。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式(株)	95,164,895	—	10,000,000	85,164,895
合計(株)	95,164,895	—	10,000,000	85,164,895
自己株式				
普通株式(株)	12,500,670	1,000,640	10,000,000	3,501,310
合計(株)	12,500,670	1,000,640	10,000,000	3,501,310

(注) 自己株式(普通株式)の増加数の主な内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加	368株
取締役会決議による自己株式の取得による増加	1,000,000株
持分法適用会社が取得した自己株式(当社株式)の当社帰属分	272株
取締役会決議による自己株式の消却による減少	10,000,000株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月23日 定時株主総会	普通株式	3,411	41.25	2019年2月28日	2019年5月24日
2019年10月10日 取締役会	普通株式	3,419	41.50	2019年8月31日	2019年11月7日

3. 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2020年5月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり予定しています。

株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	3,390	41.50	2020年2月29日	2020年5月22日

4. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 117,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に医薬品の製造販売事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金は銀行借入や社債発行等により調達します。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しています。デリバティブ取引については、全て実需の範囲内で行い、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、当該リスクについては顧客の経営状況及び与信状況を定期的に確認することにより管理しています。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクについては定期的に時価や発行体の財務状況等を把握して、取引先企業との関係を勘案のうえ保有状況を継続的に見直しています。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日です。借入金は、主に企業買収や設備投資に要した資金の調達を目的としたものです。営業債務及び借入金は流動性リスクに晒されていますが、月次で資金繰計画を作成する等して管理しています。

デリバティブ取引については、取引の重要度に応じて取締役会決議または財務部長決裁を経て財務部で契約し、その内容は適宜取締役会に報告することになっています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていません。(注)2を参照ください)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	107,051	107,051	—
(2) 受取手形及び売掛金	49,232	49,232	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	16,253	16,254	1
その他有価証券	59,567	59,567	—
関係会社株式	2,548	1,249	△1,298
資産計	234,653	233,355	△1,297
(1) 支払手形及び買掛金	10,488	10,488	—
(2) 電子記録債務	8,536	8,536	—
(3) 短期借入金	1,140	1,140	—
(4) 未払金	7,865	7,865	—
(5) 未払法人税等	5,745	5,745	—
(6) 長期借入金 (※)	437	437	—
負債計	34,212	34,212	—
デリバティブ取引	—	—	—

(※) 1年以内に返済予定の長期借入金を含めています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は取引先の金融機関等から提示された価格によっています。MMF等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(6) 長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	4,888

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」に含めていません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	107,051	—	—	—
受取手形及び売掛金	49,232	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	15,920	333	—	—
其他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	5,000	—	—	—
長期性預金	—	—	—	—
合計	177,204	333	—	—

(注) 4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
長期借入金	69	291	76	—
合計	69	291	76	—

有価証券関係

1. 満期保有目的の債券

区分	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	1,267	1,268	1
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	14,986	14,986	△0
合計	16,253	16,254	1

2. その他有価証券

区分	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
(連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの)			
① 株式	36,345	18,592	17,753
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	36,345	18,592	17,753
(連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの)			
① 株式	4,262	5,476	△1,214
② 債券	—	—	—
③ その他	18,958	18,958	—
小計	23,221	24,435	△1,214
合計	59,567	43,027	16,539

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,046円45銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 227円58銭 |

重要な後発事象

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	142,986	流動負債	28,914
現金及び預金	84,976	電子記録債	8,536
受取手形	1,548	買掛金	4,841
売掛金	39,958	リース債	31
有価証券	5,015	未払金	8,386
商品及び製品	5,553	未払費用	269
仕掛品	180	未払法人税等	5,059
原材料及び貯蔵品	4,653	返品調整引当金	127
前払費用	568	賞与引当金	994
関係会社短期貸付金	379	その他	667
その倒引当金	396		
	△243	固定負債	11,580
固定資産	123,086	リース債	29
有形固定資産	25,284	再評価に係る繰延税金負債	1,660
建物	8,058	退職給付引当金	7,191
構築物	500	繰延税金負債	1,375
機械及び装置	3,951	その他	1,323
車両運搬具	7	負債合計	40,494
工具、器具及び備品	1,724		
土地	10,613	(純資産の部)	
リース資産	60	株主資本	209,459
建設仮勘定	367	資本金	8,473
無形固定資産	58	資本剰余金	2,118
販売権	48	資本準備金	2,118
その他	10	利益剰余金	210,563
投資その他の資産	97,743	その他利益剰余金	210,563
投資有価証券	41,336	別途積立金	222,000
関係会社株	45,193	繰越利益剰余金	△11,436
出資	0	自己株式	△11,695
関係会社出資金	3,243	評価・換算差額等	15,627
従業員に対する長期貸付金	20	その他有価証券評価差額金	11,836
関係会社長期貸付金	1,975	土地再評価差額金	3,790
長期前払費用	98	新株予約権	491
前払年金費用	3,085	純資産合計	225,579
その他	3,137		
貸倒引当金	△347		
資産合計	266,073	負債及び純資産合計	266,073

損益計算書

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			109,761
売上原価			41,275
売上総利益			68,486
販売費及び一般管理費			48,173
営業利益			20,312
営業外収益			
受取利息		60	
受取配当金		1,101	
その他		211	1,372
営業外費用			
為替差損		166	
その他		17	183
経常利益			21,501
特別利益			
固定資産処分益		74	74
特別損失			
固定資産処分損		21	
投資有価証券評価損		169	191
税引前当期純利益			21,384
法人税、住民税及び事業税		6,469	
法人税等調整額		△159	6,309
当期純利益			15,074

株主資本等変動計算書

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	8,473	2,118	3,641	5,759	212,000	20,353	232,353
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△6,830	△6,830
当 期 純 利 益						15,074	15,074
別 途 積 立 金 の 積 立					10,000	△10,000	—
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 消 却			△33,675	△33,675			
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替			30,034	30,034		△30,034	△30,034
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△3,641	△3,641	10,000	△31,790	△21,790
当 期 末 残 高	8,473	2,118	—	2,118	222,000	△11,436	210,563

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△40,850	205,735	16,830	3,790	20,620	392	226,749
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△6,830					△6,830
当 期 純 利 益		15,074					15,074
別 途 積 立 金 の 積 立		—					—
自 己 株 式 の 取 得	△4,520	△4,520					△4,520
自 己 株 式 の 消 却	33,675	—					—
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替		—					—
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)		—	△4,993	—	△4,993	99	△4,894
当 期 変 動 額 合 計	29,155	3,723	△4,993	—	△4,993	99	△1,170
当 期 末 残 高	△11,695	209,459	11,836	3,790	15,627	491	225,579

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券は、償却原価法によっています。
- (2) 子会社株式及び関連会社株式は、移動平均法による原価法によっています。
- (3) その他有価証券
 - ① 時価のあるものは、決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定していません。
 - ② 時価のないものは、移動平均法による原価法によっています。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法によっています。(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっています。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっています。
無形固定資産のうち、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4. 重要な引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しています。
 - ① 一般債権は、貸倒実績率によっています。
 - ② 貸倒懸念債権及び破産更生債権等は、財務内容評価法によっています。
- (2) 返品調整引当金
期末日後の返品による損失に備えるため、法人税法の規定に基づいて限度相当額を計上しています。

- (3) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しています。
- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生翌期より費用処理しています。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
6. 消費税等の会計処理
税抜方式を採用しています。

会計方針の変更に関する注記

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）を当事業年度から適用しています。

これにより計算書類における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いを、連結計算書類における子会社株式又は関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異の取扱いに合わせ、繰延税金負債の取崩しを行いました。

当該会計基準の適用に伴う会計方針の変更は遡及適用しています。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、貸借対照表は、関係会社株式が486百万円、繰延税金負債が468百万円それぞれ減少しています。

表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 62,167百万円
2. 国庫補助金等による圧縮記帳額は、177百万円であり、貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しています。
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期	金	銭	債	権	5,780百万円
長期	金	銭	債	権	180百万円
短期	金	銭	債	務	3,932百万円
4. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算出するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的調整を行って算出しています。

再評価を行った年月日

2001年2月28日

同法律第10条に定める、再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は2,845百万円です。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高：

売	上	高	14,244百万円
	仕	入	8,362百万円
	そ	の	9,726百万円
	他		337百万円
2. 関係会社との営業取引以外の取引高

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式

3,472,956株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	2,190百万円
役員退職慰労引当金(長期未払金)	398百万円
未払事業税	248百万円
貸倒引当金	179百万円
減価償却資産超過額	600百万円
会員権評価損	142百万円
投資有価証券評価損	558百万円
賞与引当金	302百万円
委託研究費	705百万円
その他	1,095百万円
繰延税金資産小計	6,422百万円
評価性引当額	△1,985百万円
繰延税金資産合計	4,436百万円

(繰延税金負債)

前払年金費用	△939百万円
その他有価証券評価差額金	△4,872百万円
繰延税金負債合計	△5,812百万円
繰延税金資産の純額	△1,375百万円

関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,755円32銭
2. 1株当たり当期純利益	183円45銭

重要な後発事象

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年4月10日

久光製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田島 祥朗 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 徳永 英樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、久光製薬株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、久光製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年4月10日

久光製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田島 祥朗 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 徳永 英樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、久光製薬株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(監査役会)

監査役会は、期首に定めた監査の方針、監査計画等に従い、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(監査役)

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、第118期監査の方針、監査計画等に従い取締役との協議、内部監査室その他の使用人等と意見交換を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議議事録及び決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

(内部統制)

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務を適正に確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び、当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況並びにその執行状況を、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査室及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(子会社の監査)

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社の調査を行うとともに、事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(会計監査人との連携)

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けるほか、品質管理のシステムに関する外部レビュー検査の結果及び対応状況について報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月10日

久光製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 中 富 舒 行 ㊟

常勤監査役 平 野 宗 彦 ㊟

社外監査役 小 野 桂之介 ㊟

社外監査役 徳 永 哲 男 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営における最重要課題の一つと考えております。

当期末の剰余金の配当につきましては、当期の業績、配当性向及び今後の経営諸施策などを総合的に勘案しつつ、株主の皆様への安定的な配当を考慮いたしまして、以下のとおり1株につき41.5円とさせていただきますと存じます。これにより、中間配当金41.5円を加えた年間配当金は、1株につき前期の82.5円から83円となります。

なお、自己株式消却の実施による繰越利益剰余金の欠損を補填するため、会社法第452条の規定に基づき、下記の通り別途積立金の一部を取り崩したいと存じます。

1. 剰余金の配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金41.5円 配当金支払総額3,390,215,469円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年5月22日（金曜日）

2. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 22,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 22,000,000,000円

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
1	<p>なか とみ ひろ たか 中 富 博 隆 (1937年2月6日生)</p> <p>再任</p>	<p>1966年2月 当社入社 1975年4月 当社取締役 1979年5月 当社常務取締役 1981年5月 当社代表取締役社長 2006年5月 当社代表取締役社長執行役員 2015年5月 当社代表取締役会長 現任</p>	177,732株	なし
	<p><候補者とした理由> 代表取締役として長年にわたり当社の経営を担い、その経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かしており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補としております。</p>			
2	<p>なか とみ かず ひで 中 富 一 榮 (1972年6月30日生)</p> <p>再任</p>	<p>1999年4月 当社入社 2007年2月 当社経営企画本部長 2007年5月 当社取締役執行役員 2009年5月 当社常務取締役執行役員 2011年5月 当社専務取締役執行役員 2014年5月 当社取締役副社長執行役員 2015年5月 当社代表取締役社長 現任</p>	237,942株	なし
	<p><候補者とした理由> 経営企画部門における豊富な業務経験を有し、2007年に当社取締役に就任し、2015年に代表取締役社長就任後は経営者としての実績も有しており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
3	<p>すぎやま こうすけ 杉山 耕介 (1952年4月28日生)</p> <p>再任</p>	<p>1977年4月 当社入社 1999年5月 当社取締役 2010年2月 当社取締役執行役員 2012年7月 当社常務取締役執行役員 2014年5月 当社専務取締役執行役員 (人事・BU・スプリングスパレーボール部・ 信頼性保証・内部統制管掌) 現任</p>	13,000株	なし
	<p><候補者とした理由> 人事部門における豊富な業務経験を有し、1999年に当社取締役就任後は人事をはじめ経営全般を管理・監督しており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補としております。</p>			
4	<p>つるだ としあき 鶴田 敏明 (1955年5月10日生)</p> <p>再任</p>	<p>1978年4月 当社入社 2007年4月 当社執行役員 2011年5月 当社取締役執行役員 〔生産環境本部長 兼 ノーベン ファーマシューティカルズ 取締役副会長 兼 祐徳薬品工業(株) 取締役(非常勤) 兼 丸東産業(株) 監査役(非常勤)] 現任</p>	7,100株	なし
	<p><候補者とした理由> 生産部門における豊富な業務経験を有し、2011年に当社取締役就任後は当社グループ全体の生産活動を管理・監督しており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
5	たか お しんいちろう 高尾 信一郎 (1955年1月23日生) 再任	1978年4月 当社入社 2007年5月 当社執行役員 2013年5月 当社取締役執行役員 [BU本部長 兼 財務部長 兼 IR室長 兼 CSR担当 兼 ヒサミツ ユーエス インコーポレイテッド 取締役社長 兼 祐徳薬品工業(株) 取締役(非常勤)] 現任	3,300株	なし
<候補者とした理由> 経営企画・財務部門における豊富な業務経験を有し、2013年に当社取締役就任後は財務・総務・情報システムなど広く間接部門を管理・監督しており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補としております。				
6	さい とう きゆう 齋藤 久 (1963年6月10日生) 再任	1987年4月 当社入社 2009年4月 当社執行役員 2013年5月 当社取締役執行役員 [国際事業部長 兼 ヒサミツ アメリカ インコーポレイテッド 取締役会長 兼 久光製薬 技術諮詢(北京) 有限公司董事長 兼 久光製薬(中国) 有限公司董事長 兼 久光製薬(香港) 有限公司董事長 兼 ヒサミツ イタリア S.r.l. 取締役会長 兼 P.T.ヒサミツ ファルマ インドネシア取締役] 現任	4,600株	なし
<候補者とした理由> 営業・経営企画部門における豊富な業務経験を有し、2013年に当社取締役就任後は海外営業部門を管理・監督しており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補としております。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
7	つづみ のぶ お 堤 信 夫 (1964年3月11日生) 再任	1988年4月 当社入社 2010年3月 当社執行役員 2014年5月 当社取締役執行役員 〔法務部長 兼 コンプ ライアンス担当〕 現任	3,400株	なし
	<p><候補者とした理由> 法務部門における豊富な業務経験を有し、2014年に当社取締役就任後は法務及びコンプライアンスについて高い専門性を持って管理・監督しており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補としております。</p>			
8	むら やま しん いち 村 山 進 一 (1967年10月16日生) 再任	1991年3月 当社入社 2012年3月 当社執行役員 2014年5月 当社取締役執行役員 〔会長室長 兼 久光- サノフィ(株)社外監査役 (非常勤)] 現任	4,000株	なし
	<p><候補者とした理由> 営業・経営企画部門における豊富な業務経験を有し、2014年に当社取締役就任後は会長室長として経営全般の管理・監督をしており、引き続き当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
9	いちかわ いさお 市川伊三夫 (1928年1月10日生) <u>再任</u> <u>社外</u> <u>独立</u>	1986年6月 ㈱三菱銀行代表取締役専務 1989年6月 ㈱ニコン代表取締役副社長 1993年6月 同 代表取締役副会長 2001年10月 学校法人 慶應義塾財務顧問 2004年4月 国立大学法人 東京学芸大学 理事 2004年5月 当社社外監査役 2008年1月 東京都公益認定等審議会委員 2015年5月 当社社外取締役 現任	2,000株	なし
<候補者とした理由> 上場会社の代表取締役として経営全般にわたる豊富な経験と見識を有されており、当社の経営に対して的確な助言をいただくため、また、当社との関係においても独立性に問題がないことから、引き続き当社の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補としております。				
10	ふるかわ ていじろう 古川貞二郎 (1934年9月11日生) <u>再任</u> <u>社外</u> <u>独立</u>	1960年1月 厚生省入省 1986年6月 内閣官房首席内閣参事官 1989年6月 厚生省児童家庭局長 1993年6月 厚生事務次官 1995年2月 内閣官房副長官 2003年9月 内閣官房副長官退任 2005年7月 社会福祉法人恩賜財団 母子愛育会 理事長 2015年4月 社会福祉法人恩賜財団 母子愛育会会長 現任 2015年5月 当社社外取締役 現任	500株	なし
<候補者とした理由> 厚生省において要職を歴任され、当社の事業分野に対する高い見識を有されており、当社の経営に対して的確な助言をいただくため、また、当社との関係においても独立性に問題がないことから、引き続き当社の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補としております。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
11	<p style="text-align: center;">あん ざい ゆういちろう 安 西 祐一郎 (1946年8月29日生)</p> <p style="text-align: center;">新任 社外 独立</p>	<p>1988年4月 慶應義塾大学理工学部・同大学院理工学研究科教授</p> <p>1993年10月 慶應義塾大学理工学部長・同大学院理工学研究科委員長</p> <p>2001年5月 慶應義塾長(学校法人慶應義塾理事長兼大学長)</p> <p>2009年5月 慶應義塾学事顧問 現任</p> <p>2010年4月 公益財団法人中富健康科学振興財団理事 現任</p> <p>2011年6月 公益財団法人全国大学体育連合会長 現任</p> <p>2011年10月 独立行政法人日本学術振興会理事長</p> <p>2012年4月 慶應義塾大学名誉教授 現任</p> <p>2018年2月 一般財団法人交詢社理事長 現任</p> <p>2018年4月 独立行政法人日本学術振興会顧問・学術情報分析センター所長 現任</p>	0株	なし
<p><候補者とした理由> 長年にわたり大学の経営者としての幅広い知識・経験を有されており、当社の経営に対する確かな助言をいただくため、また、当社との関係においても独立性に問題がないことから、当社の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補としております。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
12	<p>まつ お てつ ご 松 尾 哲 吾 (1972年1月1日生)</p> <p>新任 社外 独立</p>	<p>2001年4月 松尾建設(株)入社 2005年6月 松尾建設(株)常務取締役 2006年6月 松尾建設(株) 代表取締役社長 現任 2010年6月 (株)サガテレビ 社外取締役 現任 2012年6月 (株)エフエム佐賀 社外取締役 現任 2013年6月 佐賀宇部コンクリート(株) 社外取締役 現任 2016年5月 一般財団法人佐賀県 建設業協会会長 現任 2019年6月 西日本建設業保証(株) 社外取締役 現任</p>	0株	なし
<p><候補者とした理由> 建設会社の代表取締役として経営全般にわたる豊富な経験と見識を有されており、当社の経営に対する的確な助言をいただくため、また、当社との関係においても独立性に問題がないことから、当社の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補としております。</p>				

- (注) 1. 市川伊三夫、古川貞二郎、安西祐一郎、松尾哲吾の4氏は、社外取締役候補者です。
2. 社外取締役候補者である市川伊三夫、古川貞二郎の両氏は、東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、独立役員として届け出ています。また、本議案において安西祐一郎氏及び松尾哲吾氏の選任が承認された場合には、同様に独立役員となることを届け出ております。
3. 当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、市川伊三夫、古川貞二郎ともに5年間であります。
4. 当社は、市川伊三夫氏及び古川貞二郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認された場合には、両氏との間において、同契約を継続する予定であります。また、本議案において安西祐一郎氏及び松尾哲吾氏の選任が承認された場合には、両氏と当社との間で、同様に当該責任限定契約を締結することを予定しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（4名）のうち、中富舒行、平野宗彦、小野桂之介の3名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
1	<p>なか とみ のぶ ゆき 中 富 舒 行 (1940年9月7日生)</p> <p>再任</p>	<p>1988年9月 (株)ケーブルテレビジョン久留米入社 1990年4月 同 代表取締役社長 1999年5月 当社取締役 2008年5月 当社監査役 現任</p>	334,600株	なし
<p><候補者とした理由> 当社グループ会社の経営に長年にわたり携わり、また、取締役として当社の経営全般を管理・監督した経験を有しております。2008年の当社監査役就任以来その経験に基づいた監査を行っており、引き続き当社の監査役として適任であると判断し、監査役候補としております。</p>				
2	<p>ひら の むね ひこ 平 野 宗 彦 (1947年9月20日生)</p> <p>再任</p>	<p>1974年4月 当社入社 1997年4月 当社研究開発本部製剤研究所所長 2005年2月 当社研究開発本部製剤技術専任部長 2006年5月 当社監査役 現任</p>	2,300株	なし
<p><候補者とした理由> 研究開発部門における豊富な業務経験を有しております。2006年の当社監査役就任以来その経験に基づいた監査を行っており、引き続き当社の監査役として適任であると判断し、監査役候補としております。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
3	小野 桂之介 (1940年10月30日生) 再任 社外 独立	1984年4月 慶應義塾大学大学院 経営管理研究科教授 1997年6月 同 委員長 1997年10月 慶應義塾大学 ビジネススクール校長 2001年5月 当社社外監査役 現任 2005年3月 慶應義塾大学名誉教授 現任 2005年4月 中部大学経営情報学部学部長 2007年4月 同 学監 2007年6月 YKK(株)社外取締役 現任 2010年4月 中部大学副学長 2011年6月 学校法人 中部大学理事 2015年4月 同 名誉教授 現任	2,000株	なし
<候補者とした理由> 長年にわたる大学院経営管理研究科教授としての幅広い知識・経験を有されており、当社の経営に対する的確な助言をいただくため、また、当社との関係においても独立性に問題がないことから、引き続き当社の社外監査役として適任であると判断し、監査役候補としております。				

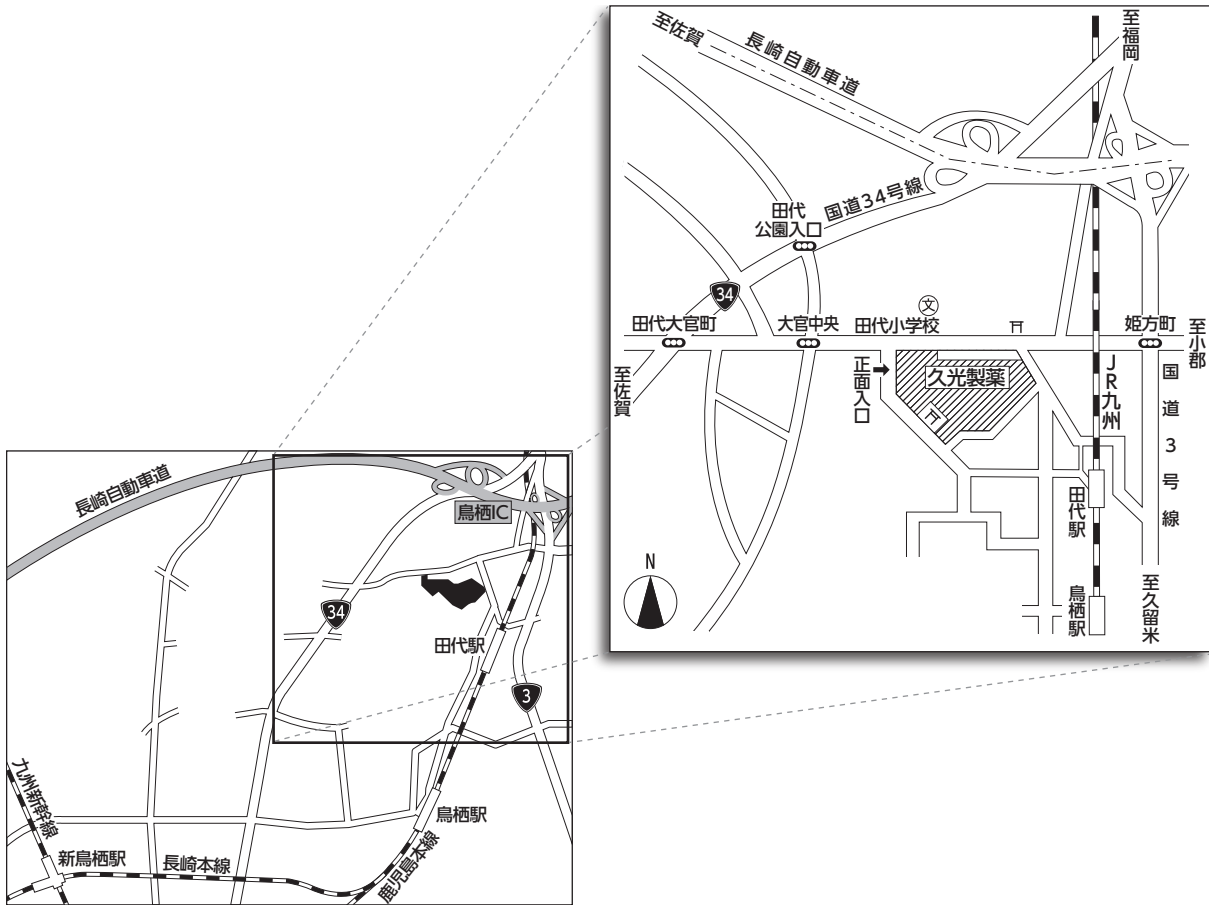
(注) 1. 小野桂之介氏は、社外監査役候補者です。

2. 社外監査役候補者である小野桂之介氏は、東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ています。同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって19年となります。

3. 当社は、小野桂之介氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認された場合には、同氏との間において、同契約を継続する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図



- 西鉄小郡駅より車で10分
- J R九州鳥栖駅より車で5分
- J R九州田代駅より徒歩15分



貼るを、未来へ。



TOKYO 2020



Nisamitsu®



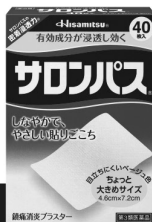
TOKYO 2020
PARALYMPIC GAMES



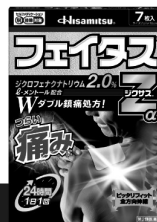
東京2020オフィシャルパートナー（外用鎮痛消炎剤）



筋肉痛・筋肉疲労などに
第3類医薬品



肩こり・腰痛・筋肉痛に
第3類医薬品



肩こりに伴う肩の痛み、腰痛などに
第2類医薬品



筋肉痛・筋肉疲労などに
第3類医薬品